

恵庭市告示第 6 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第30条第1項の規定に基づき、下記のものを指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務  
クレジットカード収納業務
2. 指定納付受託者の住所及び名称  
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA  
株式会社エフレジ
3. 指定納付受託者を指定した日  
令和8年4月1日
4. 指定納付受託者に納付させる歳入
  - (1) 市・道民税（普通徴収に係るもの）
  - (2) 固定資産税・都市計画税
  - (3) 軽自動車税
  - (4) 国民健康保険税（普通徴収に係るもの）
5. 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで